

「就業構造基本調査」にみる 副業を保有する背景

川上 淳之

はじめに

本論文は、副業が保有される要因を分析する先行研究を紹介し、そのなかで示される副業の保有要因が日本の労働市場にもあてはまるかどうかを、総務省「就業構造基本調査」の調査票情報を用いた独自集計から考察する。分析からは、本業や世帯が持つ収入面や時間面での制約が副業の保有を促すことが示された。

副業保有の分析を日本の労働市場を対象に行う背景に、これまで雇用慣行として認められてこなかった副業が、安倍政権において推し進められた「働き方改革」で原則として認められるように方針転換されたことがある。この転換により、就業規則作成の参考のために厚生労働省が公開しているモデル就業規則において、副業は原則認めるように変更され、労働時間の管理や労災などのルールの整備が進められた¹。また、2020年以降全世界で感染拡大した新型コロナウイルスは、感染拡大防止のためにとられた自粛を伴う施策によって労働時間の短縮や休業を余儀なくされた労働者の副業保有を促したと考えられる。急激な副業を取り巻く雇用環境の変化に対し、我が国における副業に関する研究は十分に蓄積されておらず、副業がどのような要因でもたれているのか、副業を保有する労働者が増えることの経済・社会への影響についても十分に理解されているとはいえない。

以上の問題意識を受け、副業に関して詳細に訊ねる調査は増えており、学術研究でも利用で

きるようにデータが整備されている。例えば、回答者に対して継続的に設問を繰り返すパネルデータにおいては、ワークス研究所「全国就業実態パネル調査」が副業を持つ理由も含めて詳細に訊ねており、本業との関係についても分析をすることができる。クロスセクションデータではあるが、パーソル総合研究所「働く1万人の就業・成長定点調査」でも、副業の保有状況や企業の認可状況、自己啓発の側面などについて調べられている。ただ、これらの調査の多くは、インターネットを用いたWEB調査であり、回答者にバイアスがあるという点や、サンプルサイズに限界があるという点に課題がある。

副業について詳細な質問項目は含まれていないが、総務省「就業構造基本調査」は、1970年代から副業の保有状況を調査項目に加えており、対面調査を大規模に実施することにより、その動向を信頼できる形で提供をしている。2017年の調査からは、副業を持つ人数が約268万人、有業者の4.05%が副業を持っているようにいった、マクロレベルの数値を把握できる。

本論文は、この「就業構造基本調査」の公表される集計表ではカバーされていない項目も利用して、副業保有の要因をシンプルな集計から概観する。その集計結果からは、副業は収入の低い個人や世帯、労働日数と労働時間が短いパートタイム労働者や契約期間の満了が近い労働者で保有される傾向が強いことが確認された。また、本業の属性以外にも世帯において必要と

なる所得の多寡や、必要となる時間が副業に与える影響も、世帯に占める子供の人数や末子の年齢と副業の保有と希望との関係から示唆された。

次節では、副業の保有要因に関する先行研究をまとめる。その次に、「就業構造基本調査」の基礎的な情報を確認し、副業の保有とその要因に関する集計結果をみる。

副業の保有要因に関する先行研究

「何故人々は副業を持つのか」という問いに対して、労働経済学では複数の仮説が示されている。副業保有の経済学的枠組みの嚆矢である Perlman (1966) は、一般的な労働供給モデルを拡張することで、本業の労働時間に上限がある状況においては、本業の賃金率（時間あたり賃金）よりも低い賃金率で副業を保有するという仮説を提示している。Shishko and Rostker (1976) や Conway and Kimmel (1998) などの実証分析は仮説が支持される結果を得ている。他方、副業の賃金率が本業の賃金率が高い場合において、本業の労働時間が制約されていない場合でも副業が保有されることは、Conway and Kimmel (1998) や Averett (2001) により指摘されている。

以上の研究においては、副業の保有動機が労働時間制約に関わらず副業から得られる直接的な収入にあった。それに対して、Panos et al. (2014) は、本業の業務終了後に音楽活動をするように、副業の仕事自体に効用を高める効果があるという「仕事の異質性」、副業の経験を通じて得られる「スキル獲得効果」、本業の離職から生じる「失業リスクの回避」のように、非金銭的動機に基づく副業保有動機を示している。

副業の仕事そのものから得られる「仕事の異

質性」については、芸術活動への労働供給という観点から Casacuberta and Gandelman (2012)、一般的な労働者の観点からは川上 (2017) が実証分析を行っている。「スキル獲得効果」は Panos et al. (2014)、Kawakami (2019)、川上 (2021)、何 (2020) がパネルデータを用いて、収入、賃金率、主観的な仕事のレベルに対する評価に副業の保有が与える影響を明らかにしている。失業の回避という観点からは、Panos et al. (2014) や Folta et al. (2010) が副業の保有に、本業の仕事を失われても、副業の仕事への転職や開業によって失業状態に置かれることを回避する効果があることを明らかにしている。

副業を持つ個人の属性以外にも、その家族の属性が副業保有に与える影響も分析がされている。Allen (1998) は未婚世帯で子供がいる場合に副業を持つ割合が低下することを明らかにしている一方で、川上 (2021) は世帯主やその配偶者の親と同居しているときおよびシングルマザーで副業をする割合が高まることを明らかにしている。Choe et al. (2018) は Stone-Geary 型の効用関数を採用することで副業労働供給に家計において最低限必要となる所得が高まることが副業を促進することを示し、子供がいる世帯において副業が促進されることを明らかにしている。

以上の先行研究は、①本業の労働時間の制約、②低い収入、③雇用の不安定性、④世帯において必要な所得の増加によって、副業が保有されることを明らかにしている。また、副業を通じたスキル獲得や趣味や余暇活動としての需要もあることも示している。本論文はこれらの先行研究から得られる副業の保有要因を、「就業構造基本調査」の調査票情報を用いて集計を行うことで明らかにする。

分析に用いる「就業構造基本調査」

日本において副業を把握することができる統計は、総務省「就業構造基本調査」、「社会生活基本調査」および「家計調査」に限られる²。

「社会生活基本調査」は「生活時間の配分や余暇時間における主な活動の状況など、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料」³を作成するために実施されている調査である。生活時間はその時間帯における行動内容をみることができるが、その中の「詳細行動分類による生活時間に関する結果」において「副業」と「副業中の移動」の時間帯別の行動および調査対象日における行動時間を把握できる。平成28年の調査によると、副業に関連する行動者率（この集計においては人口に占める調査日に当該行動をした人の数である行動者数の割合）は男性で0.8%、女性で0.4%である。

他方、「家計調査」は「国民生活の家計収支の実態を把握」⁴することを目的に集められているが、調査対象の就業状態を設問項目に含む世帯票において、副業を保有しているかどうかも訊ねられている。ただし、ここで定義される副業は、本業の他に「勤めている」場合に回答するものであるため、雇用の副業のみを対象とするものである⁵。この集計方法で把握できる副業率は2022年3月で約1.5%であった。

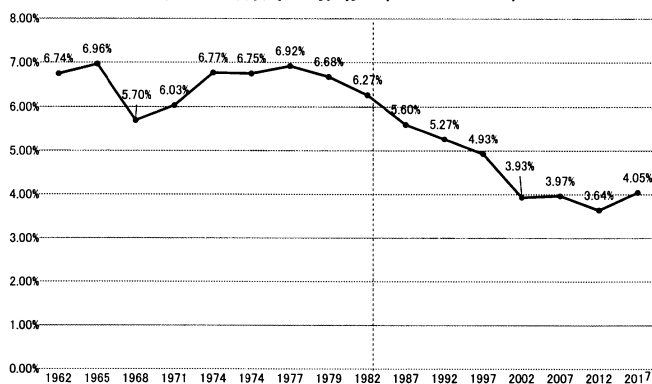
この2つの調査と比較して、調査の実施規模が大きく、広範な定義で副業の保有状況を把握できるのが「就業構造基本調査」である。「就業構造基本調査」は「全国及び地域の就業構造に関する基礎資料」を得ることを目的に1956年から実施されている調査であり、1962年から副業の有無を調査している。調査票においては、「あなたはおこな仕事のほかにも別の

仕事もしていますか」という設問の回答に「している」に含まれる副業の就業形態のいずれかを選んだ場合に、回答者は副業を持つ者として分類される。なお、この「おこな仕事」とは、「仕事をした時間が最も長いほう」である⁶。

1962年以降の副業率（働いている者に占める副業を持つものの割合と定義する）をまとめた図1をみると、1980年代まではおよそ6%台後半の水準で推移しているが、80年代以降その割合は低下し、2000年以降は3%台まで低下している。

副業率低下の背景として考えられるのが農業人口の減少である。図2は本業と副業の産業を把握して集計できる1997年以降の副業率の推移を図示したものであるが、90年代以降の副業率低下の背景には、兼業農林漁家（本業もしくは副業の産業が農林漁業であるものと定義する）が減少していることが示される。2017年の副業率は2007年と同水準ではあるが、その内訳をみると、非兼業農林漁家の副業が増えている。図2は、有業者に占める、副業をしておらず「この仕事のほかに別の仕事もしたい」と回答する割合で定義する副業希望率も示している。この

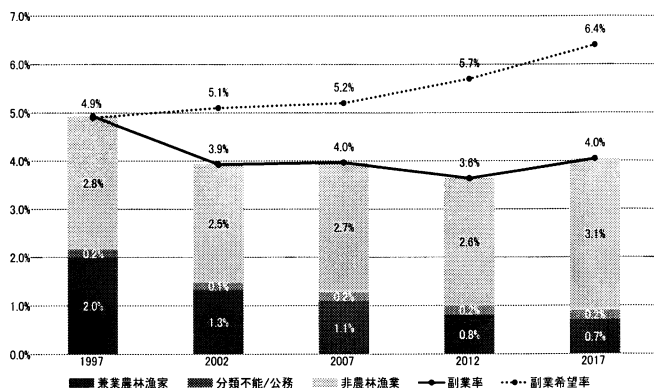
図1 副業率の推移（1962-2017）



注：1982年までは概ね3年おき、1982年以降は5年おきに調査が実施されている。

資料：総務省「就業構造基本調査」長期時系列表

図2 副業率・副業希望率の推移（1997-2017）



注：副業率は有業者に占める副業を持つ者の割合。副業希望率は有業者に占める「この仕事のほかに別の仕事もしたい」と回答した割合である。

資料：総務省「就業構造基本調査」

値は副業率とは異なり、90年代以降右肩上がりに上昇している。副業率の水準は横ばいで推移している一方で、副業に対する需要は高まっていることがわかる。

副業に対する需要が高まるなかで、副業率・副業希望率がどのような要因に影響を受けるかを、先行研究で示された仮説に照らして検証を行いたい。なお、「平成29年就業構造基本調査」で公表されている集計表は、本業の所得、年間就業日数・規則性・週間就業時間、従業上の地位・雇用形態別の副業の保有状況を提示しているが、本論文は調査票情報を用いて集計を行うことで、公表されていない項目と副業の関係もみたい。

収入が与える影響

労働経済学における一般的な労働供給モデルと同様に、副業保有動機も金銭的動機で説明される。この枠組みにおいては、本業の収入のみで効用が最大化されている状況においては、副業を始める必要はないと考えられる。

その点を踏まえて、本業の収入⁷と副業の保有状況との関係を見るために図3-1は横軸に本

業からの所得区分を示し、縦軸に副業率と副業希望率の2つの指標を示している。この集計から、副業率と個人所得との間に、低所得層と高所得層の両者で副業がもたれる傾向のあるU字型の関係があることがわかる。低所得層においては年収200万円未満から副業率が高まり、年収50万円未満の層で最大となる。他方、高所得層においては年収1000万円以上の層で副業率が高まり、1500万円以上の層で約10%まで上昇する。

副業希望率は、副業率とは異なり個人収入が高まると低下する右下がりの関係がみられる。低所得層においては、副業を持つ割合が高まる一方で、副業を持ちたくても持つことができない状況にある者も多いことがわかる。一方で、高所得層の場合は、副業の保有に対して制約はなく、比較的自由に副業を持つことができるといえるだろう。川上（2021）は高所得層の副業の背景には、医師や大学教員、経営者などの比較的高収入の専門職で副業がもたれる傾向が強いことを挙げている。

労働供給の行動を規定する要因を分析する場合は、労働者本人のみではなく、配偶者などの家族の労働供給行動にも影響を受けることが指摘されている。その点からは、労働者本人の本業所得より、家計全体の世帯所得と副業保有との関係を見る方が適切であるといえるだろう。図3-2は世帯全体の所得を横軸に副業率と副業希望率の値をまとめている。世帯所得においても個人所得と同様に副業率に対するU字型の関係が見られるが、副業希望率は世帯所得が低い層で個人所得の場合よりもその割合が高い（100-199万円層で9.09%、100万円未満層で12.08%）。低所得層の副業保有や副業の保有希望は、本業の仕事だけでは十分に生活を営むこ

図3-1 個人所得区分別副業希望率・副業率

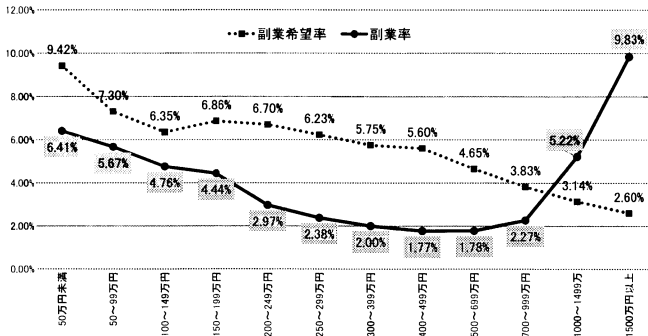
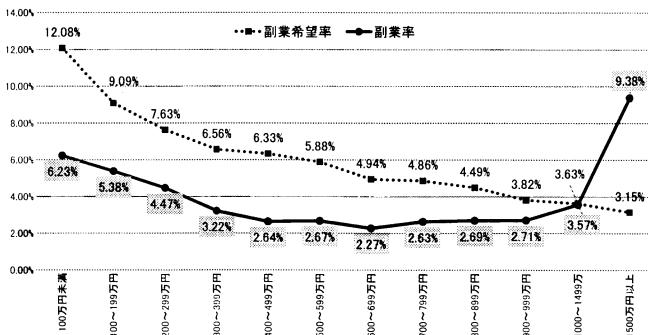


図3-2 世帯所得区分別副業希望率・副業率



注：非農林漁家を対象に集計をしている。

資料：総務省「平成29年 就業構造基本調査」調査票情報より集計。

とができないワーキングプアの問題と副業に強い関係があることを示唆している。世帯所得の水準が低い状態で副業をもつということは、同時に、「副業を持っている状態においても世帯所得が低い状況にある」ことを意味している点も注意する必要がある。

雇用形態（労働時間・契約期間・間接雇用）との関係

副業が保有される背景に、本業の所得および世帯全体の所得が不十分であるという金銭的要因があることが示された。先行研究で示されている副業の労働供給モデルでは、本業の収入が不十分である背景に、労働時間制約が挙げられている（Perlman, 1966; Choe et al., 2018）。労

働時間に上限があり労働者にとって最適な労働時間を選ぶことができない時に、本業よりも賃金率が低い副業が保有されるのである。

図4-1は、1997年と2017年の「就業構造基本調査」を用いて副業保有者の本業の雇用形態構成比をまとめたものである。この図からは、1997年と2017年の間で本業が正社員（正規の職員・従業員）の割合が大きく減っている一方で、パート、契約社員、アルバイト、派遣社員で増加している。図4-2は2017年の「就業構造基本調査」を用いて雇用形態別の副業希望率と副業率を集計している。この図からは、正社員と比較をして、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員が副業を持っていること、さらに、派遣社員、契約社員については副業希望率が高いことが示される。

非正社員は正社員と比較して副業を希望する傾向も保有する傾向もみられるが、「就業構造基本調査」で定義される非正社員の定義は職場での呼称であり、明確な定義に基づくものではない点に注意する必要がある⁸。厚生労働省ホームページで掲載されている「さまざまな雇用形態」⁹において、非正社員の定義は、派遣労働者が「労働者が人材派遣会社（派遣元）との間で労働契約を結んだ上で、派遣元が労働者派遣契約を結んでいる会社（派遣先）に労働者を派遣し、労働者は派遣先の指揮命令を受けて働くというもの」、契約社員が「労働契約にあらかじめ雇用期間が定められている場合」、パートタイム労働者が「1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用されている正社員と比べて短い労働者」と示されている¹⁰。

この3つの定義のうち、所定の労働時間の短

図4-1 副業保有者の本業の雇用形態構成比(1997, 2017年)

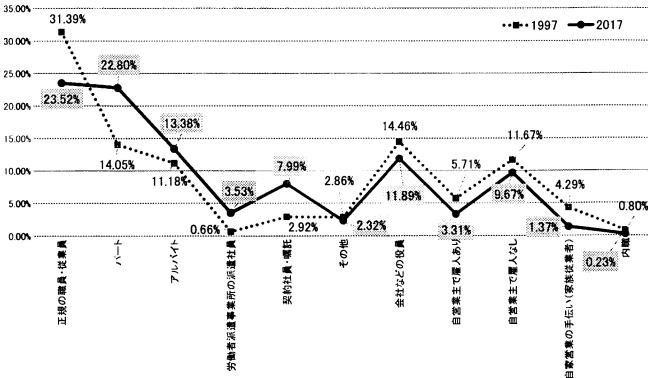
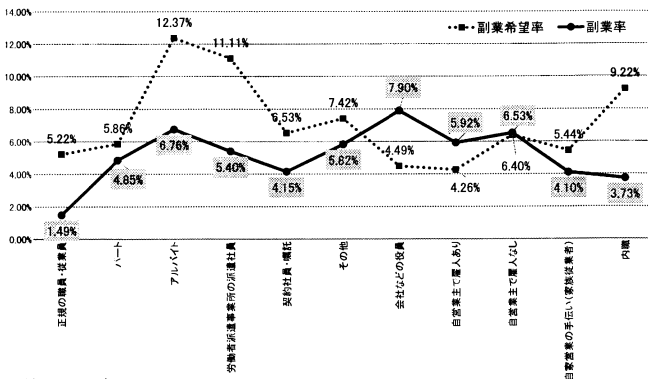


図4-2 本業の雇用形態別副業希望率・副業率



注：図3と同じ。

資料：総務省「就業構造基本調査」(平成9年、平成29年)調査票情報より集計。

さによるパートタイム労働者は、Perlman (1966) によって提示された労働時間が制約される労働者に含まれる。また、有期契約を結んでいる契約社員は、契約期間の終了と共に失業するリスクを抱えていると考えられるため、Panos et al. (2014) で提示されている「失業の回避」の効果を期待して副業が求められている可能性がある。ここでは、この2つの非正社員の定義と副業需要との関係について集計を行いたい。

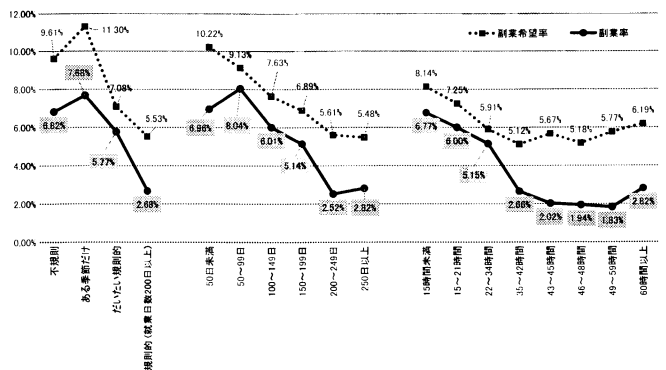
「就業構造基本調査」の労働時間・労働日数の集計は、他の調査と比較して異

なる手順が取られている点に注意する必要がある。調査は、まず1年間の労働日数¹¹に対して設問がされる。その中で年間労働日数が200日未満の場合はその仕事の規則性について訊ねられる。仕事の規則性の設問に「不規則」「ある季節だけ」と回答した場合は、労働時間を回答せず、労働日数が200日以上、もしくは200日未満で「だいたい規則的」と回答した場合に1週間の労働時間を回答する。

図5は労働の規則性・年間労働日数・週間労働時間と副業率との関係を図で示したものである。年間の労働日数は200日以上か未満かで副業率に2.5%ポイントほどの差がみられる。そして、200日未満労働日数でも、その日数が短くなるにつれて、副業率・副業希望率がともに高まっている。労働日数200日未満の場合の日数の長短の他に、規則性も副業率に影響を与えている。季節的に働いている場合で最も副業率・副業希望率が高く、不規則、だいたい規則的の順にその割合は下がっている。

年間の労働日数が長くても、労働時間が短い

図5 労働日数・労働時間区分別副業希望率・副業率



注：図3と同じ。

資料：図3と同じ。

場合に副業はもたれる傾向がある。1週間の労働時間と副業率の関係をみると、週あたり労働時間35時間以上と35時間未満で副業率に差がみられる。労働日数と同じように35時間未満のグループで労働時間がさらに短くなると、副業率・副業希望率がさらに高まる傾向がみられる。この35～42時間の区分は、原則として定められる1日8時間、40時間に含まれていることから、ここで示される35時間以上・未満の区分はフルタイム、パートタイム労働の境界として解釈することができる。副業率・希望率ともに横ばいであることから、労働時間の制約に直面しているのはパートタイム労働者であり、そのグループ内において労働時間の長さが副業の希望・保有に影響を与えていることがわかる。

労働時間の長短とともに、雇用の契約期間ともなう失業リスクも、副業の保有に影響を与える。図6は雇用の契約期間と副業率・希望率の関係を図示したものである。この図からは雇用の契約期間の定めがない労働者と比べて、定めがある場合に副業率・希望率が高まること示されるとともに、契約期間満了を迎える直前である1ヶ月未満において、副業を持つ傾向が観測される。他方、雇用契約の終了前に、副業

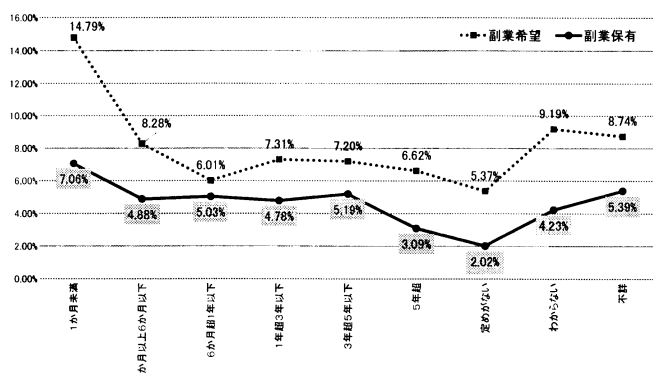
率よりも副業希望率の上昇幅が大きく（1ヶ月未満で副業率は約7.1%、希望率で約14.8%）、6ヶ月以下からの上昇傾向もみられる。Panos et al. (2014) の指摘のとおり、失業のリスクを回避するために副業が保有される傾向があることをこの図は示唆しているが、副業率に対して希望率の数字が2倍近くあることから、副業への需要が高まっても、保有には至っていない点も注意する必要がある。これが、図5でみたように労働時間の制約によるものであれば、契約期間終了のための準備期間においては労働時間を削減して転職・副業活動を推進するなどの施策が有効であることも示唆される。

子供がいることの副業に与える影響

副業の保有は、本業の属性のみではなく最低限必要となる消費額（最低消費水準）や余暇時間の制限にも影響を受ける。このことは、Choe et al. (2018) によるStone-Geary型効用関数による副業労働供給モデルから説明できた。ここでは、教育費と生活費の増額による消費の最低必要水準の増加という観点と、育児のための時間制限という観点から、子供の人数と末子の年齢が副業の保有に与える影響を確認したい。

図7-1は、横軸に同居する15歳未満の世帯人員の人数、縦軸に副業率をおき、末子の子供の年齢区分ごとにその関係をまとめている。この図からは、子供の人数が増えたとき、1人から2人では大きな変化はみられないが、3人以上になると副業を始める割合が高まること示される。また、末子の年齢は未就学である6歳未満と6歳以上で差異がみられ、育児時間がより制限される未就学児を抱える世帯では、副業を始めることが困難であることが示される。ただし、その場合

図6 雇用の契約期間区分別副業希望率・副業率



注：図3と同じ。
資料：図3と同じ。

図7-1 末子年齢区分・子供の人数区分別副業率

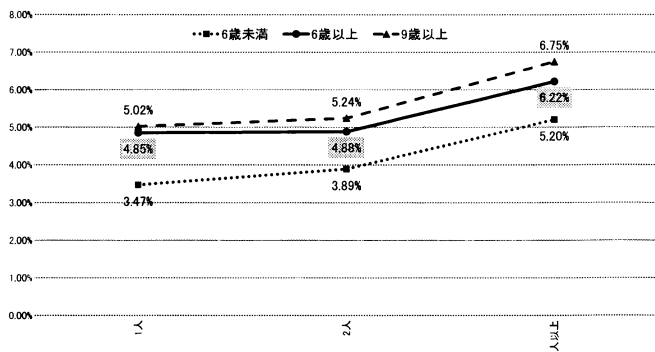
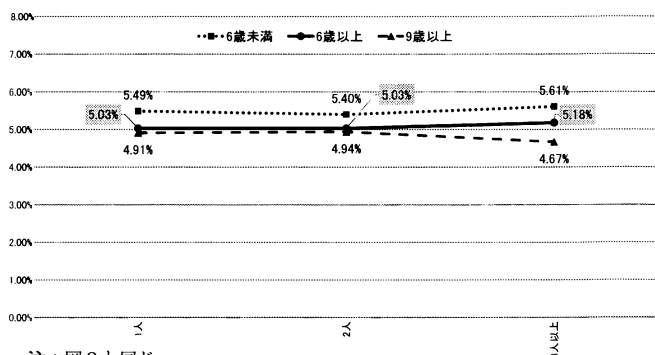


図7-2 末子年齢区分・子供の人数区分別副業希望率



注：図3と同じ。

資料：図3と同じ。

でも世帯の子供の人数が2人から3人に増えると、1.3%ほど副業率が上昇している。

未就学児を抱える家庭では副業率が低かったが、それは副業を希望しないことは意味していない。図7-1と同様に副業希望率について集計した図7-2をみると、副業率が低い反面、6歳未満の子供を抱える世帯で副業希望率が高い。これは、子供がいる世帯において、副業を持つ必要性が高まっている一方で、子育て世帯においては、十分に副業に割く時間が得られていないことを示唆している。

図7-1と図7-2の集計は、副業を持つことが制限されている状況下を解消すべきであることを示しているともいえるが、子供を持つ世帯にとってそのことが必要とする収入の増加を意味し

ているという点において、児童手当などの制度がまだ不十分であり、そのことが親世代の必要とする労働時間を高めていることも表している。子供が生まれることの負担の軽減は、少子高齢化の問題を対処する上で重要な課題であることが示唆される。

まとめと残された課題

本論文は、「就業構造基本調査」の調査票情報を用いた独自の集計結果から、副業の保有に影響を与える要因を本業の属性と家族の属性から明らかにした。先行研究で示されているように、本業の収入が少なく、労働時間が短い時に副業が保有されるが、同時に、就業が不規則や季節的である場合、本業の契約期間が満了に近い時期に労働者の副業に対する需要が高まる傾向が集計結果から明らかになった。また、本業の属性以外にも、世帯において必要となる所得の増加や、余暇時間の制限が副業に与える影響も、子供の人数・末子の年齢と副業保有との関係性をみることで明らかになった。

「就業構造基本調査」はすでに副業に関する情報を、所得や労働時間といった直接的に関係する項目について集計している表を公表しているが、調査票情報を用いた集計から、それらの項目以外にも副業保有に影響を与える項目について分析ができる可能性があることが示された。ただし、本論文における集計は2017年までのものであり、そこから得られた副業の保有状況には、「働き方改革」による副業解禁の影響も、新型コロナウイルス以降の雇用環境の変化の影響も含まれていない点は、注意する必要がある。また、「就業構造基本調査」は副業の実態を把

握する上で最も重要な統計であるが、副業の職業内容や副業に充てる労働時間の長さといった情報は調べられておらず、副業の内容については不十分であるという問題も残されている。

2022年に実施される「令和4年 就業構造基本調査」は5年間の副業を取り巻く環境の変化が反映され、調査票に副業の労働時間や職業といった詳細な項目が含まれる。副業に対する需要の高まりの把握とともに、新しい調査の結果とその学術やビジネスへの利用が期待される。

本研究は、科学研究費補助金（基盤研究（C）「複業と契約の労働経済分析」20K01703、代表：玄田有史）の助成を受けたものである。また、分析で使用した「就業構造基本調査」の調査票情報は、統計法第33条第1項第2号に基づいて磁気媒体による提供を受けたものである

<注>

- 1 これらの変更は、厚生労働省のホームページ内にある「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000192844.pdf>) にまとめられている。
- 2 農林水産省「農林業センサス」の兼業農家のように、個別の産業に特化して副業の状況を把握できる調査もある。
- 3 総務省ホームページより引用。 <https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/gaiyou.html>
- 4 総務省ホームページより引用。 <https://www.stat.go.jp/data/kakei/1.html>
- 5 e-statに掲載されている、「家計調査」における「副業の形態」の定義単位項目には、「世帯員の副業の形態が、副業か事業か内職かの別。副業とは、本業としての勤めのほかに勤めている場合」と記述されている。
- 6 「平成29年 就業構造基本調査 調査票の記入のしかた」を参照。
- 7 「就業構造基本調査」における個人収入はおもな仕事（本業）からの収入であり、副業からの収入は含まれていない。これは、労働時間についても同様である。
- 8 「就業構造基本調査」の調査票には、「勤め先における呼称」という項目で雇用形態を訊ねている。また、呼称による非正社員の特徴については、川口 et al. (2015) がある。
- 9 https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/chushoukigyoyou/koyoukeitai.html
- 10 以上の3つの雇用形態の他に、短時間正社員、業務委託（請負）契約を結んで働く人、家内労働者、自営型テレ
ワーカーの説明が紹介されている。
- 11 「就業構造基本調査」は、「労働日数、労働時間」ではなく「就業日数、就業時間」という用語を用いる。本論文では、「就業日数、就業時間」を「労働日数、労働時間」と呼称する。

<参考文献>

- Allen, W.D., (1998) "The Moonlighting Decision of Unmarried Men and Women: Family and Labor Market Influences", *Atlantic Economic Journal* 26, 190-205.
- Averett, S.L., (2001) "Moonlighting: Multiple motives and gender differences", *Applied Economics* 33, 1391-1410.
- Casacuberta, C., and Gandelman, N., (2012) "Multiple job holding: the artist's labour supply approach", *Applied Economics* 44, 323-337.
- Choe, C., Oaxaca, R.L., and Renna, F., (2018) Constrained vs unconstrained labor supply: the economics of dual job holding, *Journal of Population Economics*.
- Conway, K.S., and Kimmel, J., (1998) "Male labor supply estimates and the decision to moonlight", *Labour Economics* 5, 135-166.
- Folta, T.B., Delmar, F.É., and Wennberg, K., (2010) "Hybrid entrepreneurship", *Management Science* 56, 253-269.
- Kawakami, A., (2019) "Multiple job holding as a strategy for skills development", *Japan and the World Economy* 49.
- Panos, G.A., Pouliakas, K., and Zangelidis, A., (2014) "Multiple Job Holding, Skill Diversification, and Mobility", *Industrial Relations* 53, 223-272.
- Perlman, Richard, (1966) "Observations on Overtime and Moonlighting", *Southern Economic Journal* 33, 237-244.
- Perlman, Rechar, (1966) "Observations on Overtime and Moonlighting", *Southern Economic Journal* 33, 237-244.
- Shishko, R., and Rostker, B., (1976) "The Economics of Multiple Job Holding", *The American Economic Journal* 66, 298-308.
- 何芳, (2020) 副業の保有と転職、賃金の関係—パネルデータを用いた実証分析— (No. 20-03), JILPT Discussion Paper.
- 川上淳之, (2017) "誰が副業を持っているのか? —インターネット調査を用いた副業保有の実証分析". *日本労働研究雑誌* 680, 102-119.
- 川上淳之, (2021) 「副業」の研究—多様性がもたらす影響と可能性. 慶應義塾大学出版会.
- 川口大司, 神林龍, and 原ひろみ, (2015) "正社員と非正社員の分水嶺: 呼称における雇用管理区分と人的資本蓄積". *一橋経済学* 9(1), 147-172.

(かわかみ あつし・東洋大学経済学部教授)